

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理(健康増進)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新温泉町は、健康管理(健康増進)に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

新温泉町長

公表日

令和8年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理(健康増進)に関する事務
②事務の概要	健康増進法第17条第1項又は第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務 健康増進法に基づき、健康診査、がん検診等を実施し、情報を管理する。
③システムの名称	健康管理(健康増進)システム 番号連携サーバ 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
地域健康支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表111の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条 ・番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【個人情報の照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139項 【個人情報の提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新温泉町 総務課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新温泉町 健康課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5620
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底、住基照会を行う際には4情報又は3情報による照会を行うことを厳守している。特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合も含む。)は事前に、暗号化、パスワードによる保護等を行い、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。また特定個人情報を含む書類やUSBメモリは金庫内に保管することを徹底しているの で、リスクへの対応は「十分である」と考える。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基幹系システムへのアクセスが可能な職員は限定されており、静脈認証により管理している。健康管理システムにおいてもアクセス可能な職員は限定されており、付与されたIDとパスワードでログインを行う。パスワードを3回間違えるとロックがかかり、システムが使用出来ない設定になっているため、権限のない者によって不正使用されるリスク対策は「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I.5 評価実施機関における担当部署	島田信夫	森本彰人	事後	
平成28年4月1日	I.7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	町民課	総務課	事後	
平成28年4月1日	I.7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	Tel:0796-82-5621	Tel:0796-82-3111	事後	
平成28年4月1日	I.8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	町民課	総務課	事後	
平成28年4月1日	I.8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	Tel:0796-82-5621	Tel:0796-82-3111	事後	
平成28年4月1日	II.1 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	II.2 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I.5 評価実施機関における担当部署 ②	健康福祉課長 森本彰人	健康福祉課長	事後	
令和1年6月1日	I.8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	新温泉町 総務課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-3111	新温泉町 健康福祉課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5620	事後	
令和1年6月1日	II.1 対象人数	平成28年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	II.2 取扱者数	平成28年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	IV.リスク対策		全部追加	事後	
令和2年3月1日	II.1 対象人数	令和1年6月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	II.2 取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和8年3月9日	I.3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第76の項 ・健康増進法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	・番号法第9条第1項 別表111の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条 ・番号法第19条第6号	事後	
令和8年3月9日	I.4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和8年3月9日	I.4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (別表第二における情報提供の根拠) :なし	【個人情報の照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139項 【個人情報の提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139項	事後	
令和8年3月9日	I.5 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉課	健康課	事後	
令和8年3月9日	I.5 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康福祉課長	健康課長	事後	
令和8年3月9日	I.8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	新温泉町 健康福祉課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5620	新温泉町 健康課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5620	事後	
令和8年3月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和8年3月9日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	
令和8年3月9日	IVリスク対策 8. 手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年3月9日	IVリスク対策 8. 手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底、住基照会を行う際には4情報又は3情報による照会を行うことを厳守している。特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合も含む。)は事前に、暗号化、パスワードによる保護等を行い、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数で行う。また特定個人情報を含む書類やUSBメモリは金庫内に保管することを徹底しているため、リスクへの対応は「十分である」と考える。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年3月9日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年3月9日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和8年3月9日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		基幹システムへのアクセスが可能な職員は限定されており、静脈認証により管理している。健康管理システムにおいてもアクセス可能な職員は限定されており、付与されたIDとパスワードでログインを行う。パスワードを3回間違えるとロックがかかり、システムが使用出来ない設定になっているため、権限のない者によって不正使用されるリスク対策は「十分である」と考える。	事後	様式変更に伴う項目追加